

令和4年第2回
龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

令和4年10月24日 開会
令和4年10月24日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

令和4年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

龍ヶ崎地方衛生組合 告示第5号

令和4年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年10月11日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 藤 井 信 吾

1. 招集日時 令和4年10月24日（月）午後2時
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合議場

令和4年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会日程

1. 招集日時 令和4年10月24日(月)午後2時
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合 2階議場
3. 会 期 自 令和4年10月24日
至 令和4年10月24日
4. 付議事件

順序	議案番号	事 件 名	提 出 者
1	議案第1号	令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について	管 理 者
2	議案第2号	令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第1号)	管 理 者

[会議録第1号]

令和4年10月24日開会

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議案第1号及び議案第2号
(質 疑)
(討 論)
(採 決)
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議員派遣の件

1. 出席議員

- 1番 大野みどり 議員
- 2番 岡部賢士 議員
- 3番 滝沢健一 議長
- 4番 油原信義 議員
- 5番 黒木のぶ子 議員
- 6番 秋山 泉 議員
- 7番 諸橋太一郎 議員
- 8番 長田麻美 議員
- 9番 石井めぐみ 議員
- 10番 小池悦子 議員
- 11番 久保田真澄 議員
- 12番 海東一弘 議員
- 13番 船川京子 議員
- 14番 花嶋美清雄 議員
- 15番 宮本秀樹 副議長
- 16番 服部 隆 議員
- 17番 浅野信行 議員
- 18番 山本彰治 議員
- 19番 椎野 隆 議員
- 20番 沼崎孝雄 議員

21番 山崎幸子議員
22番 北出攻議員
23番 吉田憲市議員
24番 久保谷充議員

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

藤井信吾 管理者(取手市長)
萩原勇 副管理者(龍ヶ崎市長)
根本洋治 副管理者(牛久市長)
佐々木喜章 副管理者(利根町長)
野澤良治 副管理者(河内町長)
笥信太郎 副管理者(稲敷市長)
中島栄 副管理者(美浦村長)
千葉繁 副管理者(阿見町長)
倉持和子 会計管理者
荒井久仁夫 事務局長

1. 職務のため出席した者の氏名

杉山晃 参事兼施設課長
木村浩晶 副参事兼総務課長補佐
坂本辰蔵 施設課長補佐
浅野大樹 総務課主査

午後2時00分開会

○滝沢健一議長 本日は大変お忙しい中、御参集くださいまして、ありがとうございます。

開会前に、本会議に初めての出席となる方がおられますので御紹介いたします。

本年4月に、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に就任された方々でございます。

阿見町の吉田憲市議員です。

○(吉田憲市議員) 阿見町の吉田です。よろしく願いいたします。(拍手)

○滝沢健一議長 同じく、久保谷 充議員です。

○(久保谷 充議員) 阿見町の久保谷です。よろしく願いします。(拍手)

○滝沢健一議長 どうぞよろしく願いいたします。

本日、傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

傍聴の方に申し上げます。会議中は御静粛をお願いいたします。

○滝沢健一議長 ただいまから令和4年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日は全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

○滝沢健一議長 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、23番吉田憲市議員、24番久保谷 充議員と指定いたします。

○滝沢健一議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○滝沢健一議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、8番長田麻美議員、20番沼崎孝雄議員を指名いたします。

○滝沢健一議長 日程第4、議案第1号及び議案第2号、以上2案件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

藤井管理者。

〔藤井信吾管理者 登壇〕

○藤井信吾管理者 皆様こんにちは。本日は、令和4年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会にお集まりをお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、それぞれ大変お忙しい中をお集まりいただきましたこと、また平素から、当組合の業務運営並びに環境衛生行政に対し御尽力、さらに御協力を賜っておりますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

ただいま議長のほうから議席の指定と併せて御紹介があったところでございますが、このたび当組合議会議員となられました阿見町の吉田議員さん、そして久保谷議員さんにお

かれましては、圏域住民のためにお力を頂けますようどうぞよろしく願いをいたします。

なお、本日、長年にわたりまして当組合に御貢献を頂きました中山前管理者の自治功労者表彰がございます。議会終了後にお時間を頂きますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在、組合の各処理施設は、日々正常かつ順調に稼働しております。今後とも、公害のない運転管理と併せ、周辺環境の保全に努めてまいりますので、議員の皆様方のお一層の御協力をお願い申し上げます、本日御提案をいたします各案件の説明のほうに移らせていただきます。

まず、議案第1号 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算についてであります。

本件については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別添のとおり、監査委員の審査意見書を添付して議会の認定を求めるものであります。

決算の主な内容について、御説明を申し上げます。

歳入総額3億9,040万1,756円に対し、歳出総額は3億6,713万7,121円であり、歳入歳出差引額2,326万4,635円については、令和4年度へ繰越しとなるものであります。

まず、歳入ですが、予算現額3億9,006万1,000円に対し、調定額、収入済額とも3億9,040万1,756円で、34万756円の増収となっており、100.09%の収入率であります。

続きまして、歳出であります。

初めに、議会費ですが、当初予算額478万6,000円のところで、途中294万6,000円の減額補正を行い、予算計184万円に対し、支出済額が162万5,955円で、21万4,045円の不用額が生じており、88.37%の執行率です。

次に、総務費です。当初予算額1億4,219万7,000円のところで、途中328万6,000円の増額補正を行い、予算計1億4,548万3,000円に対し、支出済額が1億4,415万4,548円で、132万8,452円の不用額が生じています。執行率は99.09%です。

報酬においては、情報公開審査会及び行政不服審査会については開催されなかったため、委員報酬が不用額となっております。

職員手当等では、突発的な時間外勤務が少なかったことや特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正したことにより、不用額が生じています。

負担金、補助及び交付金において支出している長戸地区環境保全推進事業交付金については、令和2年度から、地元住民の方々が実施する事業に対する交付金制度といたしております。

次に、衛生費です。当初予算額2億3,206万5,000円のところで、途中867万3,000円の増額補正を行い、予算計2億4,073万8,000円に対し、支出済額2億2,135万6,618円で、1,938万1,382円の不用額が生じており、91.95%の執行率です。

清掃総務費では、主に需用費の光熱水費におきまして、基幹的設備改良工事による省エネ効果などにより使用電力量が少なかったことから、不用額が生じています。

処理場費の需用費においては、日常管理の徹底により突発的な故障が少なかったことや、競争入札執行による契約差金により、不用額が生じています。

委託料においては、突発的な施設の不具合による業務がなかったことや、脱水汚泥リサイクル処分量が見込みより少なかったことにより、不用額が生じています。

また、使用料及び賃借料でも、下水放流量が見込みより少なかったことから、不用額が生じています。

以上、歳出合計として、予算現計 3 億9,006万1,000円に対し、支出済額は 3 億6,713万7,121円で、2,292万3,879円の不用額が生じており、94.12%の執行率です。

続いて、議案第 2 号 令和 4 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）についてです。

本案については、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億684万2,000円とするものであります。

まず、歳入の繰入金690万8,000円の増額は、今回の補正の財源調整によるものです。

繰越金での426万4,000円の増額は、令和 3 年度決算額を踏まえ増額するものです。

続きまして、歳出です。

議会費の17万2,000円の増額、これは全員協議会 4 回開催分の費用弁償であります。

衛生費の清掃総務費ですが、燃料等の高騰により、光熱水費の電気料におきまして1,100万円の増額となるものです。

以上が、本日御提案を申し上げました各案件の概要でございます。慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○滝沢健一議長 次に、令和 3 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員から審査結果についての御報告があります。

浅野信行監査委員、審査結果の御報告をお願いいたします。

〔浅野信行監査委員 登壇〕

○浅野信行監査委員 改めまして、こんにちは。ただいま議長より指名をいただきましたので、令和 3 年度決算審査につきまして報告いたします。

地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、管理者から審査に付された令和 3 年度一般会計歳入歳出決算書、その他政令に定める書類について審査いたしましたので、その結果について、竿留代表監査委員とともに意見を提出するものであります。

審査は、令和 4 年 8 月 26 日に、龍ヶ崎地方衛生組合情報公開室において実施いたしました。

審査の方法は、審査に付された決算及び証拠書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、会計管理者所管の歳入簿、歳出簿、その他関係帳簿類と照合し、さらに関係職員から説明を求めながら、決算計数の正確性、予算執行の適否並びに内容の妥当性について慎重に審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算及び附属資料の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても、適正かつ妥当なものと認めたところであります。詳細につきましては、決算審査意見書を御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、決算審査の御報告といたします。

○滝沢健一議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 次に、賛成者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○滝沢健一議長 日程第5、これより一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許可します。

4番油原信義議員。

〔4番 油原信義議員 登壇〕

○4番（油原信義議員） 通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項につきましては、稲敷広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、3組合の統合・複合化について御質問をいたします。

3組合の統合・複合化につきましては、組合議会全員協議会や市議会全員協議会において、節目節目に説明を受けてきたところではありますが、8市町村の首長がそろっている衛生組合議会でありますので、確認の意味で質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、改めまして、今回の3組合の統合・複合化の目的とメリットについてお伺いをいたします。

また、3組合の統合・複合化、新組合設置に向けた取組の進捗状況について、3組合の統合・複合化に向けた取組は今大詰めを迎えていると思われませんが、令和4年度に入ってからこれまでに、どのような協議、どのような取組が行われてきたのか、3組合統合・複合化協議会、各分科会での協議事項等、その経過をお伺いいたします。

○滝沢健一議長 荒井事務局長。

〔荒井久仁夫事務局長 登壇〕

○荒井久仁夫事務局長 油原議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、3組合の統合・複合化の目的とメリットについてです。

今回の3組合の統合・複合化の取組は、昭和30年代から40年代に龍ヶ崎市内に設置された、稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合の3つの組合を統合することで、事務管理部門である総務・会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革、改善を行おうとするものです。

メリットですが、3組合の統合・複合化計画案にも記載させていただいておりますが、まずコスト面では、統合時に総務費と、それから議会費の共通経費、主に人件費を削減することができます。

また、中長期的に行財政改革を行っていくことでトータルコストを抑制し、今後、組合に求められる新たな行政課題に対応できるよう経営基盤を強化することができます。

そのメリットとして、最大の効果を生み出すことができる時期は約10年後になりますが、ほぼ同時期に更新時期を迎える塵芥組合と牛久市・阿見町のごみ処理施設、3施設を、茨城県が令和3年度に策定した、ごみ処理広域化計画に沿って集約していくことが可能となることです。

当然、関係市町村による合意形成が前提となりますが、これを実行することができれば、茨城県計画の第6ブロックに位置づけられている稲敷・龍ヶ崎地方において、ごみ処理の広域化を実現することができます。

なお、焼却施設を更新し本年9月から稼働しております江戸崎地方衛生土木組合との合流については、3組合の統合・複合化計画案では、統合・複合化が実現した後の取組として位置づけているところです。

従来のように、1自治体で焼却施設、リサイクル施設、最終処分場を整備するフルセット主義を改め、圏域を一つの単位とした整備を行うことで大きなコストメリットを生み出すことができるものと考えております。

斎場事務の複合化につきましては、現在の斎場施設を直ちに集約するというものではございません。現在、料金面において、龍ヶ崎市の直営施設では市内と市外、また牛久市と阿見町、稲敷市と美浦村のように、組合が運営する施設では圏域内、圏域外といった区分で料金が設定されておりますが、これを公共施設の相互利用のように、居住地による料金

の区分をなくして、圏域内の住民が同じ料金で利用できる使い勝手のよい施設になればと考えております。

計画案に掲載している現在の斎場組合を将来新たな組合に合流させる複合化につきましては、そういった利用が定着した段階で改めて検討していければと、そのように考えてございます。

国立社会保障・人口問題研究所が行った2018年推計では、稲敷・龍ヶ崎地方の人口減少や少子高齢化はさらに進みます。将来を見据えた健全な都市経営を目指す構成8市町村にとって、現在進めている3組合の統合・複合化の取組は、大きなメリットがある大変意義のある取組であると思っております。

次に、令和4年度以降の3組合の統合・複合化の取組の進捗状況についてです。

本年2月25日の衛生組合第1回定例会の終了後に開催されました管理者等会議において、3組合の統合・複合化（新組合設置）に向けた取組を継続していくことが確認された後、市町村合併と同様、統合・複合化をより強力に推進していくための体制を整備するため、5月6日に稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会が設置されました。協議会は8構成市町村の首長で組織され、合議制により意思決定を行うものです。

また、協議会の下部組織として組織・人事・給与分科会、法制分科会、財政・管財分科会の三つの分科会と、構成市町村や各分科会との連絡調整を担う幹事会が設置されました。これは、協議会の指示、命令に従い協議事項等に関する実務を担うもので、構成市町村の広域行政、財政、人事、法制の担当課長と組合職員で組織しております。これまで、協議会は3回、分科会は三つの分科会合わせて7回、幹事会は4回開催しているところです。

協議会設置後の主な課題は、目標としている令和5年4月1日の新組合設置後10年間のトータルコスト、影響額と構成市町村の分担金の額と推移、そしてランニングコストとなっております。いわゆる新組合設置によるメリットの有無を、10年間のスパンで改めて確認することです。

これらの課題に対しましては、各分科会と幹事会を随時開催し、市町村担当者の御意見や御助言を頂きながら検討を重ね、それらを反映させて取りまとめた資料を、本年9月27日開催の財政・管財分科会と幹事会の合同会議に提出をし、御了承を得たところです。

また、10月7日開催の第3回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会に同じ資料を提出したところで、その際も様々な御意見や御指摘等を頂戴しているところでございます。

協議会の経過、顛末等については、会議終了後にその都度開催をお願いしている全員協議会に定期的に報告をさせていただいており、10月7日開催の協議会の経過、顛末につきましては、同月12日開催の衛生組合の全員協議会と翌13日開催の稲敷地方広域市町村圏事務組合の全員協議会に報告をしたところです。

なお、これまで協議を行ってきた幹部会議、経営検討委員会、3分科会、幹事会、管理者等会議、3組合統合・複合化協議会の各会議録につきましては、衛生組合のホームページ

ジなどで全て公開をしており、圏域住民に対する説明責任と透明、公正な会議の運営に努めているところです。

以上です。

○滝沢健一議長 4番油原信義議員。

〔4番 油原信義議員 登壇〕

○4番（油原信義議員） 詳細にわたり、ありがとうございました。

事務管理部門を集約し、組織や経営体質の改善を図って、将来を見据えた広域行政が展開できるような経営基盤を強化していくことが、大きな目的であるというふうに理解をいたしました。

また、統合・複合化の取組体制として、8構成市町村の首長で組織をする協議会での指示に従い、構成市町村の広域行政、それから財政、人事、法制の担当課長と組合職員で組織する分科会等で協議がなされてきたということでもあります。

結果として、統合時には、総務費等共通経費が831万円、先日説明を受けましたが、中期的には1億6,300万円の経費削減効果があるということでもあります。

また、中長期的には、将来を見据えた健全な都市経営と申しますか、これを目指す構成8市町村にとって、今回の3組合の統合・複合化の取組は大きなメリットがあり、大変意義のある取組であるというふうに認識をしているということでもあります。そのように理解をいたしました。

次に、3組合の統合・複合化において、現時点で問題となっている課題等についてお伺いをいたします。

職員給与について、特に地域手当の格差が、稲広3%、塵芥、衛生が9%をどのように是正していくのか、お伺いをいたします。

新組合移行後の構成市町村の分担金についてであります。今月12日の全員協議会で、令和5年度から14年度までの10年間のトータルコスト、いわゆるコストの削減効果の説明を受けましたが、構成市町村分担金には、その削減効果がどのように反映させていくのか、お伺いをいたします。

次に、新組合の組織と人員の在り方についてであります。

人件費の削減のため、令和5年度以降、10年間は職員の新規採用をしないとしております。現状においても、3組合の職員数や役職等の年齢構成には隔たりが生じており、組織として健全な状態にはないというふうに思っております。

新組合では当然その是正を行っていくことになると思いますが、どのような人事施策を講じていくのか、現時点でのお考えをお伺いいたします。

新組合の議員定数についてであります。

3組合の全協で議論があったところではありますが、それを受けて、執行部としてどのような議論があったのか、また議員定数の在り方について、協議会としてどのような認識を

お持ちなのか、お伺いをいたします。

次に、新組合統合時の組合議員の身分について、稲広組合に塵芥組合と衛生組合が吸収される形での統合になってまいります。その統合の際、3組合の議員の身分は法的にどのような取扱いとなるのか、改めてその見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○滝沢健一議長 根本副管理者。

〔根本洋治副管理者 登壇〕

○根本洋治副管理者 私が稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の会長をしておりますので、ただいま油原議員からの新組合の議員定数についてお答えいたしたいと思っております。

稲敷・龍ヶ崎地方の組合、三つの統合、それから複合化につきましては、新組合の議員定数について規約に定めることとなるため、議決をお願いすることと、そして構成市町村議会の総意として結論を出していただくことが原則ではないかと思っております。

その中で、皆様に、今から、様々私たちも協議、提案、それから、そのたたき台をつくりましたが、やはりこれは議員の皆様の総意としていただくことが大切だと思っております。

その他の質問に関しては、事務局からお答えしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○滝沢健一議長 荒井事務局長。

〔荒井久仁夫事務局長 登壇〕

○荒井久仁夫事務局長 お答えいたします。

地域手当の格差是正についてです。

3組合の現在の地域手当支給割合は、塵芥組合と衛生組合は9%、稲広組合は3%となっております。

茨城県の市町村課に御意見を伺ったところ、統合した当初に支給割合に差があることは、統合の結果として違法とまでは言えないが、一つの組合の職員間で支給割合に差を設けることについては説明がつくのでしょうかとの御意見を受けております。

そこで、3組合経営検討幹部会議並びに組織・人事・給与分科会及び財政・管財分科会で改めて検討を行ったところで、9年間の経過措置を講じて、令和13年度で塵芥組合及び衛生組合の職員と稲広組合の職員の地域手当の割合が同一となることで結論を出したところです。

具体的には、塵芥組合及び衛生組合の職員の地域手当は、令和6年度に予定されております地域手当の級地指定に関する人事院勧告を踏まえ、令和7年度から2年の間隔で1%ずつ繰り下げながら、令和13年度に5%とし、稲広組合の職員の地域手当は、令和7年度に4%に、令和13年度に5%に引き上げる案を取りまとめ、3組合統合・複合化協議会で

協議をしているところでございます。

次は、構成市町村の分担金に10年間のトータルコスト、削減効果が反映されるのかという御質問についてです。

3組合の統合・複合化による令和5年度から令和14年度までの10年間のコストの削減効果につきましては、まず、先ほどの地域手当の格差是正により、塵芥組合及び衛生組合の職員の地域手当が約3,170万円の減額となる一方、稲広組合の職員の地域手当は約2億5,900万円の増額となり、差引き約2億2,700万円の増額となります。

一方で、行財政改革による取組となりますが、管理職手当の10%減額措置を、塵芥組合、衛生組合においては既の実施しており、稲広組合においては、地域手当が4%に引き上げられる令和7年度から実施することにより、令和5年度から10年間で約3,270万円の減額、削減効果が生じます。

また、給与制度を準用する龍ヶ崎市の職員と比較し、昇給の早い職員に対する昇給の抑制により、約18万円の減額、削減効果が生じます。

さらに、今後10年間で8人の職員が退職しますが、その補充を行わないことにより、約1億7,500万円の減額、削減効果が生じます。

そして、議会費・総務費の共通経費の削減により、約8,310万円の減額、削減効果が生じます。

加えて、3組合の事務局職員の集約により、塵芥組合と衛生組合の搬出入受付計量業務をプロパー職員で行うことが可能となることから、委託料で約1億円の減額を見込んでいくところです。

これらの行財政改革の取組により、10年間の累積で約1億6,300万円の削減効果を見込んでおります。これらの経費は、構成市町村からの分担金で賄われておりますことから、当然、削減効果は分担金に反映されることとなります。

次に、新組合の組織と人員の在り方についてです。

3組合の職員数や役職等の年齢構成の偏りの是正についてですが、令和5年4月1日に新組合に移行した場合、3組合の行政職プロパー職員35人は、10年間で8人がその後役職定年を迎え、うち現在の再任用職員を除く6人が、定年退職を迎える65歳までの暫定再任用職員となります。

職員の新規採用を10年間行わなかった場合、10年後の令和15年4月1日のプロパー職員の総数は、暫定再任用職員を含めると、令和5年4月1日の総数35人から3人減の32人となり、全員40歳以上となります。

その是正のための人事施策としましては、8構成市町村から、即戦力となる若年層、中堅層職員の派遣や人事交流をお願いして対処をしていくことになるものと考えております。

なお、計画では人員管理計画を策定することとしており、新たな課題、困難な課題に対応できる組織体制を検討することと併せて、人件費の抑制と新規採用職員の在り方も検討

していくことになるものと考えております。

最後は、令和5年4月1日に3組合の統合・複合化が行われることとなった場合の3組合の議員の身分の取扱いについてです。

今回の3組合の統合・複合化は、稲広組合に塵芥組合と衛生組合が合流する形での統合となります。よって、塵芥組合と衛生組合は解散となり、その法人格は消滅し、その議会や執行機関も消滅することになります。

したがって、現在の塵芥組合議会と衛生組合議会の議員は、失職することとなり、議員としての身分を失います。

一方、母体となる稲広組合はそのまま存続することから、稲広組合議会の議員は引き続きその任期が満了するまでは、稲広組合議会の議員としての身分が保障されることとなります。

なお、令和5年は地方統一選挙が予定されていることから、同年4月1日に3組合の統合が行われることとなった場合において、稲広組合の新規約に定める議員数に過不足が生じている構成市町村におきましては、令和5年3月定例会または改選後の初議会において、新規約に定める議員数となるよう改めて議員の選出をしていただくこととなります。

以上です。

○滝沢健一議長 4番油原信義議員。

〔4番 油原信義議員 登壇〕

○4番（油原信義議員） まず、新組合の議員定数についてであります。根本市長、ありがとうございました。

規約改正については、構成市町村の議会の議決を必要とするわけでありませうけれども、規約改正の中で、議員定数は何人です、構成市町村ごとに何人と明記されて、各首長が議案を提出するというふうに思います。

協議会の会議録を見ますと、議員定数については議会で決めるべきとの意見がありますが、市町村議会とは違って、構成市町村が異なる3組合議会での議論には難しいものがあるのではと、そういう意見から協議会での案をお願いした経緯がございます。

結果として、議長、副議長、事務局での案や、事務局案として提出をしていただき、3組合議会での議論が行われたというふうに思います。

衛生組合議会では、最終的には、塵芥組合、稲広組合の会議録の意見を踏まえながら、議員定数29人、龍ヶ崎市7人、牛久市4人、取手市ほか5市町村は各3人とする案といたしました。協議会の統一した議員定数案として、構成市町村議会へ提案していただきたいなというふうに思っております。

地域手当についてであります。

協議会の会議録を見ますと、支給対象地域ではない市町村との兼ね合いについて意見が出ているようではありますが、市町村長としての職員への配慮については理解をしないわけ

ではありません。しかし、人事院勧告という制度がありますので、議論しても結論など出るわけがないというふうに私は思います。

衛生組合は、平成24年度から3%の支給がなされ、平成30年度に9%へと段階的に支給率が決定されています。塵芥組合においても同じかと思えます。稲広組合においては、平成28年度に1%、令和2年度に3%へと支給率が決定しております。要するに、支給する段階で、管理者等会議の中で地域手当については整理がなされてきたんだろうというふうに私は理解をしております。

組合議会でも、予算案の中で承認をしているわけであります。今さらという気が、私はいたします。

支給率については、人事院勧告は統一ではありませんので、財政負担を踏まえて議論の余地はあるかと思えますが、今回の案については、地域手当の支給対象外となっている4市町村に配慮しつつ、支給対象となっている市町村の中でも最も低い利根町の地域手当6%を上限に、当分の間5%とするとの案であります。9%から下方修正する職員への配慮も踏まえると、そんなことを思いますと妥当な支給率というふうに私は考えます。

財政負担とならないよう、行革を実施しながら段階的に実施をし、中期的には1億6,300万円の新組合設置による経費削減効果があるということでありますので、ぜひこの案で実施をすべきというふうに私は考えます。

新組合統合時の組合議員の身分については、稲広組合議会の議員は、引き続き任期満了までは身分が保障されますが、構成市町村議会の考え方によっては、新たに議員を選出するという方法もあるんだろうというふうに私は理解をしております。

会議録では、今回の3組合統合・複合化について、時期の先延ばしの意見もありました。何をもって先延ばしをするのか。先延ばしをして、よりよいものが出てくるのでしょうか。先延ばしをして、何のメリットもないというふうに私は思います。

議員定数や地域手当について議論が不十分だから先延ばしということがないように、議員定数や構成市町村別議員定数の提案や地域手当の妥当性について申し上げているところであります。

今回の3組合統合・複合化についての中期的な経済効果や中長期的な広域行政のメリットについて、十分整理がなされていると私は思います。3組合統合・複合化に向けて、力強く前に進んでいただきたいというふうに思います。

最後に、構成市町村の議会では、3組合の統合・複合化、新組合に関して理解や認識の温度差解消に向けた対応という部分であります。特に構成市町村議会では、3組合の統合・複合化に関して、ここに至ってまでも、まだ理解や認識に温度差があるように思います。

3組合の議会や構成市町村議会には、節目節目での説明や経過報告等を行ってきているというふうに思いますが、執行部として、このような状況をどのように捉えているのか、

また、この温度差解消に向けた対応についての御認識をお伺いいたします。

また、令和5年4月1日の新組合設立に向けて、今後どのように進めていくのか、最終局面に入り、構成市町村の12月定例会への規約等の議案上程、そして議決を受けるため、今後どのようなタイムスケジュールで進めていくことになるのか、お伺いをいたします。

○滝沢健一議長 根本副管理者。

〔根本洋治副管理者 登壇〕

○根本洋治副管理者 先ほども、進捗状況の質問に対する答弁の中で申しあげましたように、3組合の議会や構成市町村議会に対しましては、執行部として、管理者等会議や3組合統合・複合化協議会での説明事項や協議内容、そして経過報告などを節目節目で行ってまいったところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、地域手当を含む職員給与、新組合移行後の構成市町村の分担金の在り方、さらに議員定数についても、議員の皆様からは様々な御意見が示され、執行部の説明や取組に対し、3組合議会や、そして地域市町村議会によって、地域の環境、業務の内容、それらの理解や認識について温度差があることは認識しているところです。急ぐことなく、より丁寧な説明を行っていただきたいとの御意見も頂いているところでございます。

現在、10月7日に開催いたしました3組合統合・複合化協議会での議論と3組合の全員協議会の経過報告のため、事務局においては市町村議会に出向いて説明を行っているところです。

そうした中、11月下旬に第4回定例会の開会を予定しているとの連絡が複数の市町村からありました。したがって、11月中旬頃には、その招集告示に併せて、3組合の統合・複合化に向けた関係議案を提出することが必要となるところです。

温度差解消に向けた対応ということでございますが、執行部といたしましては、関係議案の提出期限が迫っていることから、11月7日に開催予定の第4回統合・複合化協議会において、これまでの取組とその経過や、各議会、そして議員の皆様への御意見、そして議会としての御意見を賜りますよう、今後の対応についても一定の結論を出したいと考えております。

次に、令和5年4月1日に新組合を設立するために、8構成市町村の議会の令和4年第4回定例会に、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の改正案と龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び龍ヶ崎地方衛生組合の解散及び財産処分に関する議案、そして取手市の新組合への加入に関する議案を上程し、全ての市町村議会からの可決を受けなければなりません。

先ほども申しあげましたが、現時点におきまして3組合の統合・複合化に対しましては、3組合議会や構成市町村議会において理解、そして認識に温度差があることは認識しているところでございますが、今後のタイムスケジュールといたしましては、先ほどの答弁と重なりますが、執行部といたしましては、構成市町村議会への関係議案の提出期限が11月

中旬に迫っていることから、11月7日に開催予定の第4回3組合統合・複合化協議会において、これまでの取組の経過や各議会での議員の皆様の御意見、そして議会としての御意見を賜りますよう、3組合の統合・複合化に向けた提出議案の可否について結論を出していきたいと思っております。

私たちも、非常に今まで苦慮した部分は、やはり職員の手当でございます。僕も、様々な地域にこういうことで視察に行きましたけれども、ほとんど地域手当がない地域でございます。また、地域手当があるこの地域、非常に複雑でございました。

人事院ともいろいろな話をしまして、何としても話がまとまらない。そのとき、相当、事務局も私たちも議論をしたわけでございます。皆さんの痛みを知っていただいて、そしてこのような議論になったわけでございます。これが全て正しいとは思いませんけれども、現在においては、最良のこういう案というのができたのかなと思っております。

そして、中には、もうちょっと先にしてもいいんじゃないかということでございます。ただ、これからの様々な施設等を鑑みますと、今からやっつけていかないと本当に間に合わない。様々な、私たちも、そういう事例を見ましても、今からクリーンセンター、ごみ焼却場においても、10年はかけています。ですから、そういう10年のスパンを早くしていかないと、本当に後で、今からどうしようかとなってくることが懸念されます。だから、そういうことにおいても、やはり今からやっつけていかないと。

中には、見切り発進してどうなのかという話もございます。でも、これから新しいそういう議会にもなっていくます。それで、この中に含む地域、そしてこの3組合の話を、またいろいろな話の中で進めていくことも、私は肝要だと思っております。

私たちが、そういう組合を3統合したことがない、まだ未知のこれからの案でございます。それを、皆さんとも知恵を出しながら、そしてこの地域が、この組合を通して、そして私はもっともっと大きな経済圏域をつくるのが、大きな一つの仕事、ステップとしてやっつけていくことが肝要だと思います。よろしくお願いいたします。

○滝沢健一議長 以上で、油原信義議員の質問を終わります。

通告による一般質問は以上であります。

これをもって一般質問を終結いたします。

○滝沢健一議長 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の印刷物のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本件につきましては、お手元に配付の印刷物のとおり議員を派遣することに決しました。

○滝沢健一議長 これをもって令和4年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を閉会いたします。

慎重審議，御苦労さまでした。

午後2時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

龍ヶ崎地方衛生組合議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員